

- 問題 1 輸出令別表第 1 の 8 の項及び外為令別表の 8 の項は、ワッセナー・アレンジメントに基づく規制である。
- 問題 2 イラン、イラク、北朝鮮は、輸出令別表第 4 に掲げる地域である。
- 問題 3 外為令に基づく省令である「貿易関係貿易外取引等に関する省令」（貿易外省令）は、財務省令である。
- 問題 4 外為法第 48 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、の許可を受けなければならない。」と規定されている。には、「外務大臣」が入る。
- 問題 5 東京にある A 大学院の X 教授は、フランスにある B 大学とレアメタルに代る新素材を開発するために、今年 4 月に輸出令別表第 1 の 10 の項に該当するレーザー発振器 1 個（価額 45,000 円）をハンドキャリーでフランスに持ち出す予定である。この場合、当該持ち出しには、少額特例が適用できるので、X 教授は、輸出許可の取得が不要である。
- 問題 6 大阪にあるビールメーカー A は、シンガポールにある子会社 B でビールの製造を行うために輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する発酵槽 1 基を輸出する予定である。当該発酵槽が、ビールの製造に用いられることが、契約書やメール等の文書で明らかになれば、安全保障上の問題は生じないので、輸出許可は不要である。
- 問題 7 東京にある中堅の鋼材メーカー A は、最近、中国への輸出案件が多くなってきたことから、自社の輸出管理を徹底するために輸出管理内部規程を策定し、来月、経済産業省に届け出る予定である。この場合、届出先は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 である。には、「安全保障貿易検査官室」が入る。

- 問題 8 韓国にある測定装置メーカーAの日本法人Bは、東京で行われた国際見本市が終了したので、メーカーAから輸入し、出品した輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置Xを、日本に輸入した時と全く同じ状態で、韓国のメーカーAに返送する予定である。この場合、日本法人Bは、輸出許可を取得する必要はない。
- 問題 9 大阪にあるゲーム機器メーカーAは、上海にあるゲームセンターBから、リスト規制に該当しないお菓子を釣り上げるクレーンゲーム機5台の注文を受けた。この場合、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けない限り、ゲーム機器メーカーAは、輸出許可申請は不要である。
- 問題 10 福岡にある貿易会社Aは、シンガポールにある日系のメーカーBから、シャンプーの製造用に輸出令別表第1の3の項に該当するトリエタノールアミン100リットルの見積りをメールで依頼された。輸出許可申請は、見積り依頼のメールでもできるので、貿易会社Aは、当該トリエタノールアミンについて、契約前に輸出許可を取得することができる。
- 問題 11 東京にあるコンサルタント会社Aは、旧ソ連の元科学者で、現在は、シリアに在住しているX氏の依頼により、X氏が持つ戦闘機用エンジンの製造技術 α を買い取り、インドの軍事メーカーYに売却する予定である。当該戦闘機用エンジンの製造技術 α は、X氏から、直接、インドの軍事メーカーYにネットを通じて、提供されることになっているが、外国での軍事技術の仲介取引は、外為法第25条第1項では規制されていないので、コンサルタント会社Aは、許可は不要である。
- 問題 12 大阪にある製薬会社Aでは、昨年、会社の業績が悪化したことから、経営陣が交代し、輸出管理に関する監査は営業部門の支障にならない時期に、不定期に実施することにした。そして、会社にとって不都合な書類等が発見された場合は、営業部長が責任を持って処分することになっている。製薬会社Aの対応は適切である。

問題 13 東京にある通信機器メーカーAでは、製品の該非判定について、法令の規定にそって、技術と法令に詳しい担当者が複数で相互にチェックすることになっている。該非判定は、担当者の主観的な判断で行うのではなく、客観的な判断に基づいて行うように手順を輸出管理内部規程の細則で定めている。そして、法令や通達の文言や解釈に迷う場合は、経済産業省やC I S T E C等に相談し、必ず相談記録や検討記録等を残すように規定している。このような通信機器メーカーAの対応は適切である。

問題 14 横浜にある貿易会社Aは、輸出令別表第1に関連する合金や無機繊維を海外のメーカーから輸入し、主に欧米のメーカーに輸出している。貿易会社Aでは、輸出管理内部規程とその細則に基づき、輸出令別表第1に関連する合金や無機繊維を海外のメーカーから購入する場合は、相手先から該非判定に関する情報が得られることを契約の条件にして、購入している。このような貿易会社Aの対応は適切である。

問題 15 家電量販店やパソコンショップなどで販売されているソフトウェアは、リスト規制に該当するソフトウェアであっても、誰でも購入できるものであれば、外為法で規制をしても意味がないので、日本から海外に送る場合や非居住者に提供する場合、どのような場合でも、役務取引許可は不要である。

問題 16 大阪にある貿易会社Aは、東京にあるメーカーBから貯蔵容器Xを1基購入し、シカゴにある化学品メーカーCに輸出する予定である。当該貯蔵容器Xは、実際は、輸出令別表第1の3の項に該当する貨物であったが、メーカーBの担当者から、輸出令別表第1の3の項に該当しないとの該非判定書を入手していたので、貿易会社Aは、その該非判定書を信用して、輸出許可を取得することなく化学品メーカーCに輸出した。この場合、メーカーBが、外為法違反に問われることはあっても、貿易会社Aが外為法違反に問われることはない。

問題 17 東京にある電機メーカーAは、来週、シンガポールの電話会社Bにおいて、外為令別表の9の項に該当する携帯電話の基地局に関する技術を口頭で説明する予定である。この場合、電機メーカーAは、一般包括役務取引許可を取得していないのであれば、事前に個別の役務取引許可を取得しておく必要がある。

問題 18 東京にあるゲームソフトメーカーAは、スマートフォン用のゲームソフトXを無償で自社のサイトで、不特定多数に配布している。仮に当該ゲームソフトXには、外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムが含まれていたとしても、ゲームソフトメーカーAは、当該ゲームソフトXを海外のユーザーに配布する場合、役務取引許可は不要である。

問題 19 九州にあるA大学では、家庭用のカメラで撮影したイリオモテヤマネコの夜間の行動を記録したDVD10枚をアメリカのB大学に国際郵便で、来週送る予定である。この場合、当該DVDに記録された情報は、外為令別表及び貨物等省令で規制されている技術にはあたらない。

問題 20 大阪にあるA大学では、一般包括輸出許可を取得している。A大学のX教授は、輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブ1個をブラジルにあるB大学のY教授とゴミのリサイクルの研究のために、ブラジルに持ち出す場合、以下の「包括許可取扱要領」の別表Aによれば、一般包括輸出許可を適用して、持ち出すことができる。

(参考)「包括許可取扱要領」別表Aより

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリヤ、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アフリカ合衆国	ブラジル、南アフリカ共和国
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物	一般	特定
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	一般	特定

問題 21 輸出令別表第1及び外為令別表の1から16の項の下欄に掲げられた地域や外国は、すべて「全地域」であり、除外されている地域はない。

問題 22 虎ノ門にあるC I S T E C商事株(代表取締役社長 安全太郎)は、台湾にあるパソコンメーカーAから、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路X(10,000個・価額2,000万円)を受注した。この場合、C I S T E C商事株が、個別の輸出許可申請を行う場合、輸出許可申請書の「申請者」欄には、委任がない限り、「C I S T E C商事株式会社 代表取締役社長 安全太郎」と記載する。

問題 23 キャッチオール規制に関する輸出許可及び役務取引許可の申請先は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 である。
には、「安全保障貿易審査課」が入る。

問題 24 東京にある製鉄メーカーAは、インドネシアにある重工メーカーBから、リスト規制に該当しない鉄の鋼材10トンの注文を受けた。用途を確認したところ、戦車の部品製造に使用するとファックスで連絡を受けた。この場合、製鉄メーカーAは、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。

問題 25 東京にある貿易会社Aは、一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第1の10の項に該当する光検出器1,000セットをロンドンに輸出し、現地の販売子会社でストック販売をする予定である。この場合、貿易会社Aは、法的には需要者として予定される者等について確認を行い、かつ、一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する法的な義務はない。

平成23年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第21回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。